

# 藤枝市プロジェクトTOUKAI(東海・倒壊) - 0+

## 1. 木造住宅の無料耐震診断・相談

藤枝市役所 建築住宅課

TEL 054-643-3481

### ■わが家の専門家診断事業 【無料】

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅について、無料で専門家による「耐震診断」と「耐震相談」をお受けいただけます。希望される方は、建築住宅課までお問い合わせください。

対象建物	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅 ※過去に無料診断・無料相談を受けた建物を除く
耐震診断	専門家が住宅を簡易調査し、ご自宅の耐震強度を計算します。 耐震診断結果は、再度専門家が訪問しご報告いたします。
耐震相談	過去に受けた無料診断結果等をもとに、専門家に耐震工事に 係るご相談をしていただけます。
費用	無料



## 2. 木造住宅の耐震補強工事に関する補助制度

### ■木造住宅耐震補強計画補強工事業費補助金

対象建物	昭和56年5月31日以前に建築され、耐震診断結果が1.0未満の木造住宅
工事要件	補強工事後の耐震評点を1.0以上に向上させる補強工事
補助対象費	耐震補強計画策定費用及び補強工事費用
補助上限額	上限115万円〔補助率：10/10〕 ※過去に補強計画策定事業の補助金を受けた建物は、受理した補助額を差し引いた補助額となります。

詳細はこちら



## 3. 木造住宅の建替に関する補助制度

### ■木造住宅建替事業費補助金

対象建物	昭和56年5月31日以前に建築され、耐震性能がなく、現に居住者がいる木造住宅
工事要件	対象住宅を除却し、その敷地に継続居住するための住宅を建設する工事 ※建設費補助は土砂災害特別警戒区域以外の住宅建設に限ります。
補助対象費	対象建物の除却工事費用
補助上限額	上限30万円〔補助率：23%〕





詳細はこちら



\* 補助金の利用には契約前の申請が必要となります。

## 4.木造住宅の地震対策（命を守る対策）に関する補助制度

### ■耐震シェルター・防災ベッド整備事業費補助金

対象建物	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅	
工事要件	耐震シェルターまたは防災ベッドを対象住宅の1階に設置	
補助対象費	耐震シェルターまたは防災ベッドの設置費用	 耐震シェルター   防災ベッド
補助上限額	<b>【耐震シェルター設置】</b> 上限 50万円（※65歳以上の方等の場合、上限 60万円） <b>【防災ベッド設置】</b> 上限 45万円（※65歳以上の方等の場合、上限 55万円） 〔補助率：10/10〕  ※65歳以上の方もしくは、身体障害程度等級が1級又は2級の方、要介護者又は要支援者の方、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方が使用する場合	

## 5.住宅耐震改修による税金の優遇制度

- 固定資産税** 工事完了年の翌年度(1年間のみ)の当該家屋固定資産税額を2分の1減額(対象面積120㎡まで) ※課税課へ申請書の提出が必要です。
- 所得税** 住宅耐震改修の標準的な費用の額(補助金除く)の10%(上限25万円)を所得税額から控除 ※税務署への確定申告が必要です。

## 6.代理受領制度

※木造住宅耐震補強計画補強工事補助金、

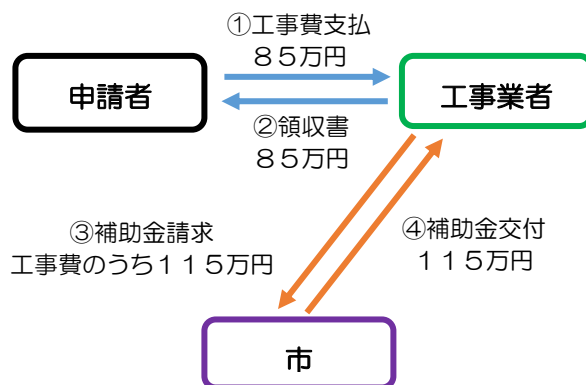
耐震シェルター・防災ベッド整備事業費補助金のみ利用可能です

補助制度を活用して耐震補強工事等を行う際、補助金の請求・受領を工事業者へ委任することで、補助金が市から工事業者へ支払われることから、申請者は耐震補強工事費等から補助金額を差し引いた金額を用意すれば耐震補強工事等が可能となり、申請者の当初費用負担を軽減可能な制度です。

### 代理受領制度を活用した補助金支払い

申請者は、工事費から補助金を差し引いた額を工事業者に支払い、補助金実績報告後に、工事業者が市から直接補助金を受領します。

(例) 耐震補強工事費が200万円かかり、補助金額が115万円の場合




※代理受領制度の活用を希望する場合は、あらかじめ必ず施工業者に対応が可能かご確認ください。

\* 補助金の利用には契約前の申請が必要となります。

## 7.木造住宅以外の建物の耐震診断補助制度

### ■既存建築物耐震性向上事業費補助金（耐震診断）

対象建物	昭和56年5月31日以前に建築された建物	
事業要件	建物の耐震診断	
補助対象費	耐震診断費用 ※建物の規模によっては、第三者機関による診断結果の評定が必要な場合があります。	詳細はこちら 
補助上限額	【戸建て住宅】上限8万9千円〔補助率：2/3〕 【その他建物】上限50万円〔補助率：2/3〕 ※建物の延べ面積により補助額が変わります。詳細はご相談ください。	


## 8.住宅の瓦屋根の耐風対策に関する補助制度



### ■屋根の耐風診断事業費補助金

対象建物	令和3年12月31日以前の基準で建築された瓦葺屋根の住宅
事業要件	専門家（かわらぶき技能士等）が行う瓦葺屋根の耐風診断
補助対象費	耐風診断費用
補助上限額	上限2万1千円〔補助率：2/3〕


### ■屋根の耐風改修事業費補助金

対象建物	令和3年12月31日以前の基準で建築され、耐風診断の結果、新基準に適合していない瓦葺屋根の住宅	詳細はこちら 
工事要件	基準に適合しない瓦屋根から耐風性能を有する屋根への葺き替え工事 ※改修後、屋根全体が新基準に適合するものに限る	
補助対象費	耐風改修工事費用	
補助上限額	上限55万2千円〔補助率：23%〕	

## 9.土砂災害警戒区域内の住宅移転に関する補助制度



### ■土砂災害警戒区域内住宅移転事業費補助金

対象建物	土砂災害のおそれのある区域（土砂災害警戒区域等）内に建築された住宅	
工事要件	対象住宅を除却し、市内に移転及び居住するための住宅を建設	
補助対象費	対象建物の除却工事費用及び住宅の建設工事費用（土地取得費含む）、建設建物（市内新耐震基準住宅を含む）への引越し費用	
補助上限額	【住宅除却】上限30万円〔補助率：23%〕 【住宅建設または住宅購入・住宅改修】 上限50万円（※移転前と同じ中学校区内への移転の場合、上限70万円） 〔補助率：1/2〕 【引越し】上限5万円〔補助率：1/2〕	詳細はこちら 

\* 補助金の利用には契約前の申請が必要となります。

## 10.ブロック塀等の無料診断



### ■ブロック塀等専門家診断事業 【無料】


道路に面し、高さが60cmを超えるブロック塀等について、無料で専門家による安全点検と相談をしていただけます。

希望される方は、建築住宅課までお問い合わせください。


対象物	道路に面した60cmを超えるブロック塀等 ※過去に無料診断を受けたブロック塀等を除く
診断	専門家がブロック塀等を調査し、調査結果をお伝えします。
費用	無料

## 11.ブロック塀等の撤去・改善工事に関する補助制度

### ■ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金（撤去）

対象物	道路に面し、倒壊の危険性のあるブロック塀等（道路面からの高さが60cmを超えるものに限る）	
工事要件	道路面のブロック塀等のすべてを撤去する工事	
補助対象費	ブロック塀等の撤去工事費用	詳細はこちら 
補助上限額	【通学路又は緊急輸送路等に面する場合】 上限10万円〔補助率：10/10〕 【その他の道路に面する場合】 上限10万円〔補助率：2/3〕	

### ■ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金（改善）

対象物	通学路又は緊急輸送路等に面し、倒壊の危険性のあるブロック塀等（道路面からの高さが60cmを超えるものに限る）	
工事要件	道路面のブロック塀等のすべてを撤去し、安全なフェンス等へ改善する工事	詳細はこちら 
補助対象費	安全なフェンス等への改善工事費用	
補助上限額	【通学路又は緊急輸送路等に面する場合のみ】 上限25万円〔補助率：2/3〕	